

指定給水装置工事事業者 指定更新時確認事項（記入例）

氏名又は名称 (株)JWWA 設備

郵便番号 住所 〒669-4192 丹波市春日町黒井 811 番地

代表者氏名 水道 太郎

電話番号 (000)88-5104

①公益社団法人 日本水道協会兵庫県支部が実施している指定給水装置工事事業者講習会の受講実績（過去5年以内で最新の実績。）

受講年月日（公表： <input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可 ）
令和3年 8月 3日 ・ 未受講
未受講の場合、その理由 ※非公表

②指定給水装置工事事業者の業務内容

休業日・営業時間（修繕対応時間もご記入ください。）（公表： <input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可 ）
休業日：日曜日、年末年始 営業日：月曜日～土曜日 修繕対応時間：8時～17時 GW 及びお盆
漏水等修繕対応の可否（公表： <input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可 ） （該当部に○をつけてください。詳細な内容を記入することも可能です。）
<input checked="" type="radio"/> 屋内給水装置の修繕 <input checked="" type="radio"/> 埋設部の修繕 その他（ ）
対応工事種別（新設・改造 等）：該当部に○をつけてください。（公表： <input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可 ）
配水管からの分岐 ～ 水道メーター（ <input checked="" type="radio"/> 新設 <input checked="" type="radio"/> 改造 ）
水道メーター ～ 宅内給水装置（ <input checked="" type="radio"/> 新設 <input checked="" type="radio"/> 改造 ）
その他（公表： <input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可 ）

※講習会を受講されている場合は修了証のコピーを添付してください。

※公表には、ホームページ等への掲載を含みます。

※業務内容に変更が生じた場合は、速やかに指定した水道事業者はその旨を届け出るようお願いいたします。

③給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

（記入例）

水道法施行規則第36条

法25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

4. 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施工技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名（公表対象外）	研修会名、実施団体	受講年月日
日水 太郎	給水工事技術振興財団 eラーニング	令和2年10月1日
水協 次郎	自社内研修 給水装置工事に関する技術研修	令和2年12月1日
上記内容の公表の可否（公表にはホームページ等への掲載を含みます。）		
<input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可		

eラーニング、現地研修会を受講した場合は研修修了証または研修終了年月日が記入された給水装置工事主任技術者証（カード）の写しを添付してください。

自社研修の場合は申し出のみとし、受講証明書等の添付書類は不要です。

外部研修については受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

自社内研修については、研修内容を記載してください。

受講者名は、公表の対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

④過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況（記入例）

水道法施行規則第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行なうことができる技能を有する者（以下「技能を有する者」という。）又は他の者に当該工事を施行させることができる技能を有する者（以下「技能を有する者」という。）に当該工事を施行する他の者を要せず、配水管分岐工事を施工しない場合はチェック欄にレ点を付けてください。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要

過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分岐の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか (○×を記入)	資格等を有しているか (○×を記入)	
		保有している資格等	
日水 太郎	○	○	給水工事技術振興財団 給水装置工事 配管技能者 R2
水協 次郎	○	○	職業能力開発促進法 1級配管技能士 R2
水道 三郎	○	×	
上記内容の公表の可否（公表にはホームページ等への掲載）			
<input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可			

下欄に記載されている4項目の資格のうち、保有している資格を記入してください。

資格を有していなくても分岐穿孔の経験を有していれば×印を付けた上で記入してください。

※以下に示す保有資格を記載してください。

- ①水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工（配管技能者、その他類似の名称のものを含む）
- ②職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条に規定する配管技能士
- ③職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能に係る検定会の合格者（配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定）

資格を証明する書類（資格証等）の写しを添付してください。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合は、任意の対象となります。

技能を有する者の氏名は、公表対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等をしてください。